

令和元年6月21日

売買取引の条件について

奈良県中央卸売市場青果部
奈良中央青果株式会社

卸売市場法及び奈良県中央卸売市場条例に基づき、以下のとおり売買取引の条件を定めます。

- 1 営業日及び営業時間について
 - (1) 営業日 「令和2年奈良県中央卸売市場臨時休開場日カレンダー」のとおりに
 - (2) 営業時間 営業部門 午前5時～午後2時
管理部門 午前8時～午後5時
商品管理部門 午前6時～午前5時
- 2 取扱品目について
野菜、果実及びこれらの加工品並びに規則で定めるその他の食料品
- 3 生鮮食料品等の引渡しの方法について
受託契約約款もしくは買付契約約款に基づく場所
- 4 委託手数料その他の生鮮食料品等の卸売に関し出荷者又は買受人が負担する費用の種類、内容及びその額について
受託契約約款もしくは買付契約約款に準ずる
- 5 生鮮食料品等の卸売に係る売買仕切金等の支払期日及び支払方法について
 - (1) 支払期日 各取引先との協議のうえ決定
 - (2) 支払方法 現金、送金その他各取引先との協議のうえ決定した方法
- 6 売買取引に関して出荷者又は買受人に交付する奨励金その他の売買仕切金等以外の金銭について
各取引先との協議のうえ決定